

[平面図]

平成21年2月27日 国土交通省告示225号

第1条 二項 “ストーブ” の規則に従い、内装制限の緩和を受け設置を行う場合の可燃物燃焼部分の算定

正面(炉)

正面投影面積… [3979.7] 平方センチメートル

算定式=2.4 $\sqrt{}$ (正面投影面積)

$$= 2.4 \times \sqrt{3979.7} \\ = 2.4 \times 63.08 \\ = 151.40$$

正面 151.4 cm (遮熱板設置時最小距離 50.5 ≥30cm)

側面

側面投影面積… [2775.2] 平方センチメートル

算定式=1.59 $\sqrt{}$ (側面投影面積)

$$= 1.59 \times \sqrt{2775.2} \\ = 1.59 \times 52.68 \\ = 83.76$$

側面 83.8 cm (遮熱板設置時最小距離 30.0 ≥30cm)

背面

背面投影面積… [3973.3] 平方センチメートル

算定式=1.59 $\sqrt{}$ (背面投影面積)

$$= 1.59 \times \sqrt{3973.3} \\ = 1.59 \times 63.03 \\ = 100.22$$

背面 100.2 cm (遮熱板設置時最小距離 33.4 ≥30cm)

上面

上面投影面積… [3276.4] 平方センチメートル

算定式=0.0106 × [(1+10000/(上面投影面積+800)) × 上方投影面積]

$$= 0.0106 \times [(1+10000/(3276.4+800)) \times 3276.4] \\ = 0.0106 \times [(1+10000/(4076.4)) \times 3276.4] \\ = 0.0106 \times [1+2.65] \times 3276.4 \\ = 0.0106 \times 3.65 \times 3276.4 \\ = 119.93$$

上面 119.9 cm (遮熱板設置時最小距離 50.1 ≥45cm)

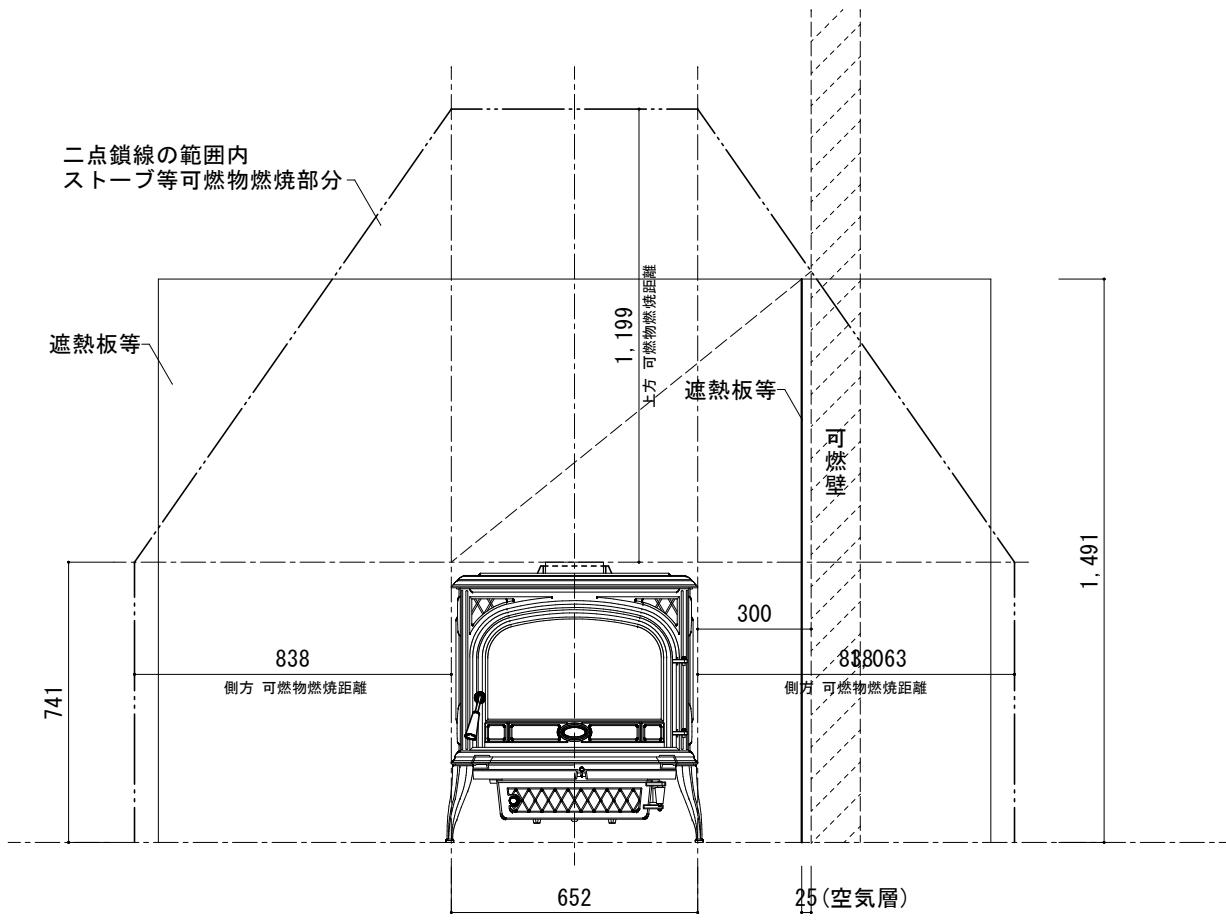
留意事項

1. 告示225号内装制限の緩和の摘要は
兼用住宅にあっては住宅以外の用途に供する部分の面積が
延べ面積の1/2未満かつ50m²を超えない事

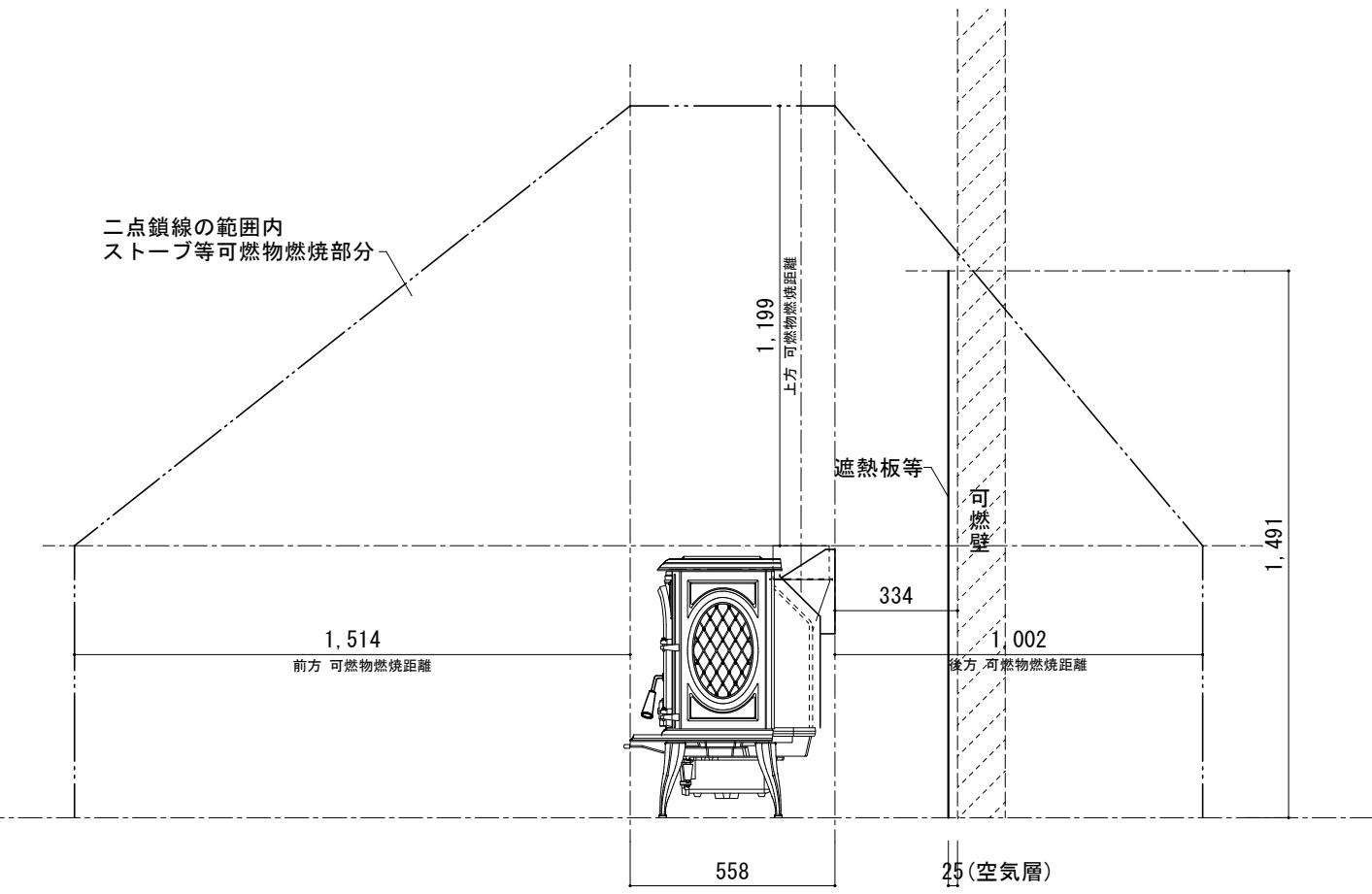
2. 遮熱板等と建築側との隙間は空気層として25mm以上確保すること。

3. 炉の前方床保護範囲及び煙突・燃焼用給気などストーブ設置要件については
「施工標準図(火気使用室の内装制限に従い設置)」を参考とする事。

建築基準法や各自治体の火災予防条例等を考慮し、
所轄監督官庁と事前協議の上、指示に従って施工を行って下さい。



[正面図]



[側面図]

平成21年2月27日 国土交通省告示225号

第1条 二項 “ストーブ” の規則に従い、内装制限の緩和を受け設置を行う場合の可燃物燃焼部分の算定

正面 (炉)

正面投影面積… [3979.7] 平方センチメートル

算定式=2.4√(正面投影面積)

$$= 2.4 \times \sqrt{3979.7}$$

$$= 2.4 \times 63.08$$

$$= 151.40$$

正面 151.4 cm (遮熱板設置時最小距離 50.5 ≥30cm)

側面

側面投影面積… [2775.2] 平方センチメートル

算定式=1.59√(側面投影面積)

$$= 1.59 \times \sqrt{2775.2}$$

$$= 1.59 \times 52.68$$

$$= 83.76$$

側面 83.8 cm (遮熱板設置時最小距離 30.0 ≥30cm)

背面

背面投影面積… [3973.3] 平方センチメートル

算定式=1.59√(背面投影面積)

$$= 1.59 \times \sqrt{3973.3}$$

$$= 1.59 \times 63.03$$

$$= 100.22$$

背面 100.2 cm (遮熱板設置時最小距離 33.4 ≥30cm)

上面

上面投影面積… [3276.4] 平方センチメートル

算定式=0.0106×[1+10000/(上面投影面積+800)]×上方投影面積

$$= 0.0106 \times [1+10000 / (3276.4 + 800)] \times 3276.4$$

$$= 0.0106 \times [1+2.65] \times 3276.4$$

$$= 0.0106 \times [3.65] \times 3276.4$$

$$= 119.93$$

上面 119.9 cm (遮熱板設置時最小距離 50.1 ≥45cm)

留意事項

1. 告示225号内装制限の緩和の摘要は
兼用住宅にあっては住宅以外の用途に供する部分の面積が
延べ面積の1/2未満かつ50m²を超えない事

2. 遮熱板等と建築側との隙間は空気層として25mm以上確保すること。

3. 炉の前方床保護範囲及び煙突・燃焼用給気などストーブ設置要件については
「施工標準図(火気使用室の内装制限に従い設置)」を参考とする事。

建築基準法や各自治体の火災予防条例等を考慮し、
所轄監督官庁と事前協議の上、指示に従って施工を行って下さい。

